

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び解説 改正概要

本改正は、「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言を受けたものであり、詳細は以下のとおりである。

1 利用目的の特定について（ガイドライン第 5 条の解説）

第 5 条の解説に、特定の個人を識別できないようにする加工（いわゆる匿名化）、を行うことは、個人情報の利用に当たらず、利用目的として特定する必要はないことを明記する。

【改正の理由】

匿名化は、個人の権利利益の侵害のおそれを小さくするものであり、利用目的の特定の義務を課さない方がむしろ本ガイドラインの趣旨に沿うと考えられるため。

2 モバイル PC 等による個人情報の持出時に求められる安全管理措置（ガイドライン第 11 条の解説）

第 11 条の解説に、モバイル PC 等による個人情報の持出時の漏えいリスクに対する安全管理措置の在り方及び個人情報の持出時の留意点について明記する。

【改正の理由】

モバイル PC の機能向上、ワイヤレスブロードバンド環境の整備及び多種多様な勤務形態の実現により、モバイル PC 等による個人情報の社外への持出しが増加傾向にあり、旧来のガイドラインでは、個人情報の社外への持ち出しを制限することを主眼に置いており、社外への持出しが増加している現状に対応した内容になっていないため。

3 個人情報の漏えい等発生時の手続の緩和（ガイドライン第 22 条及び同条の解説）

モバイル PC 等の紛失等に際して、漏えい等が発生した個人情報に対し適切な技術的保護措置が講じられていた場合には、事業者に求められる手続（本人への通知、事実の公表及び監督官庁への報告）の一部を緩和することを明記する。

【改正の理由】

個人情報の漏えい等が発生した場合には、本人への通知、事実の公表及び監督官庁への報告が求められている。しかし、暗号化等の適切な技術的保護措置が講じられていれば、現実的に個人情報が解読されるおそれはなく、二次被害発生防止の観点から求められる本人への通知、事実の公表を求める必要がない。また、本人への被害が切迫している状況にもない以上、監督官庁へ「直ちに」報告を行うことを求める必要がないため。